

独立行政法人農林漁業信用基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

〔平成21年5月22日〕

「京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成19年3月30日閣議決定）」等に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が、自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、信用基金が行うすべての事務及び事業とする。

第2 実施計画の期間

本計画は、平成21年度から平成24年度までの期間を対象とする。

ただし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第3 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画は、平成17年度比で、信用基金の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、入居ビル全体での削減の取組みを含め、平成24年度までの期間に9%削減することを目標とする。

第4 温室効果ガス排出量等の点検・公表

信用基金は、実施計画の期間中、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検を行い、公表する。また、目標と実績に大幅な乖離が生じた場合等、必要に応じてその要因分析も併せて公表する。

第5 措置の内容及び当該措置により達成すべき目標

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品の購入を適切に実施しつつ、以下の措置を進める。

2. 公用車の使用に関する措置

（1）現在、公用車は、1台のみであるが、公用車の更新に当たっては、低公害車にすることを目標とする。

(2) 公用車の効率的利用を図るとともに、併せて職員の自動車利用の抑制・効率化に努める。

### 3. エネルギー使用に関する措置

(1) パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の電気機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止、及びエネルギー消費のより少ないものへの買換えを進めることとする。

(2) OA機器のこまめなスイッチオフを行うなどエネルギー使用量の抑制に努める。

(3) 室内における冷暖房温度の適正管理を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。

(4) 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装「ウォームビズ」を励行する。

(5) 超過勤務の縮減、水曜日及び金曜日のノー残業デーの一層の徹底を図る。

(6) 照明については、こまめな点灯及び消灯を行う。

### 4. 用紙類の使用に関する措置

(1) コピー用紙、事務用封筒等の用紙類については、再生紙又は間伐材の使用を進める。

(2) 印刷物については、再生紙を使用した紙製品を使用するものとする。

(3) 可能な限り、両面印刷、両面コピーに努める。

(4) 使用済み封筒の再使用に努める。

(5) 情報提供については、電子媒体での提供に努める。

### 5. 節水の推進

節水に努める。

### 6. 廃棄物に関する措置

(1) 古紙、缶、瓶、ペットボトルの分別を徹底し、資源としての再利用を促進し、廃棄物の削減に努める。

(2) 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

### 7. 職員に対する啓発

地球温暖化対策に関する職員への更なる意識啓発のため、ポスター、電子媒体による啓発に努める。

### 8. 実施計画の実施状況の点検

本計画の実施状況について、総務部総務課において点検を行い、毎年度、公表する。